

杉並区実行計画 第2次

杉並区区政経営改革推進計画 第2次

杉並区デジタル化推進計画 第2次

令和7（2025）年度一部修正

令和8（2026）年3月



《目 次》

計画修正の趣旨	—————	1
計画修正の概要	—————	1
杉並区実行計画（第2次）	—————	3
杉並区区政経営改革推進計画（第2次）	—————	39
杉並区デジタル化推進計画（第2次）	—————	55
杉並区区立施設マネジメント計画（第1期）		
・第1次実施プラン	—————	（別冊）

【計画修正の趣旨】

区では、杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて、杉並区総合計画、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区協働推進計画、杉並区デジタル化推進計画及び杉並区区立施設マネジメント計画（以下「総合計画等」という。）を策定し計画事業等を実施しているが、令和5（2023）年度に改定を行った総合計画等においては、3年ごとの改定に加え、必要に応じて毎年度修正を行うこととしたところである。

令和7（2025）年度は、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区デジタル化推進計画及び杉並区区立施設マネジメント計画の4計画について、令和6（2024）年度の一部修正時には想定することができず、かつ令和8（2026）年度に予定している総合計画等の改定前に対応する必要がある修正が生じたため、毎年度修正を実施することとする。

【計画修正の概要】

< 実行計画事業費の一部修正 >

【修正前】

（単位：百万円）

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
実行計画事業総額 (特別会計含む全体額)	24,893	30,269	26,015	81,177

【参考】実行計画事業(一般会計分)に係る財源の内訳

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計	構成比(%)
実行計画事業	23,681	29,046	24,786	77,512	100.0
特定財源	11,588	15,147	11,550	38,285	49.4
国・都支出金	5,104	5,541	5,400	16,045	20.7
施設整備基金繰入金	2,060	2,678	2,078	6,816	8.8
特別区債	4,105	6,641	3,785	14,531	18.7
その他収入	319	287	287	893	1.2
一般財源	12,093	13,899	13,236	39,228	50.6

【修正後】

（単位：百万円）

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
実行計画事業総額 (特別会計含む全体額)	24,893	30,269	26,141	81,303

【参考】実行計画事業(一般会計分)に係る財源の内訳

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計	構成比(%)
実行計画事業	23,681	29,046	24,912	77,639	100.0
特定財源	11,588	15,147	11,587	38,322	49.4
国・都支出金	5,104	5,541	5,367	16,012	20.6
施設整備基金繰入金	2,060	2,678	2,148	6,886	8.9
特別区債	4,105	6,641	3,785	14,531	18.7
その他収入	319	287	287	893	1.2
一般財源	12,093	13,899	13,325	39,317	50.6

<関係課の変更>

組織改正に伴う関係課の変更

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度を計画期間とする杉並区デジタル化推進計画(第2次)における取組のうち、以下の取組の関係課については、令和7(2025)年度に実施された組織機構改正に伴い、令和7(2025)年度以降、次の表の改正前の欄に掲げる名称から同表の改正後の欄に掲げる名称へ変更する。

【該当する計画及び取組名】

- 杉並区デジタル化推進計画(第2次)
 - ・方針1 デジタルデバйд対策の推進

【改正前及び改正後の関係課の名称】

改正前	改正後
障害者生活支援課	障害者施設支援課

<条例、施設名称決定等に伴う名称の変更>

令和6(2024)年度の総合計画等の一部修正を行った後に、正式に名称が決定した条例、施設等について、総合計画等における事業名、取組名、施設名等については、次の表の修正前の欄に掲げる名称から同表の修正後の欄に掲げる名称へ変更する。

修正前	修正後	修正理由
(仮称)下高井戸四丁目第二公園	下高井戸みんなの公園	令和7(2025)年3月に公園の名称が決定したため。
(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例	杉並区子どもの権利に関する条例	令和7(2025)年3月に条例が制定されたため。
(仮称)杉並区いじめの防止等に関する条例	杉並区いじめの防止等に関する条例	令和7(2025)年3月に条例が制定されたため。
(仮称)杉並区役所庁舎整備基金	杉並区役所庁舎整備基金	令和7(2025)年4月に当該基金を設置したため。
(仮称)南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場	南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場	令和7(2025)年6月に施設の名称が決定したため。

杉並区実行計画（第2次）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和7（2025）年度一部修正

実行計画 修正事業一覧

防災・防犯

みんなで作る、災害に強く、犯罪を生まないまち

2 地域の防災対応力の強化

1 災害時拠点施設の整備・機能拡充

P6

まちづくり 地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

3 地区計画等によるまちづくりの推進

P8

環境 みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

4 みどりの質を高める

P10

7 地域の核となる公園の整備

P12

福祉 地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

14 人権を尊重する地域社会の醸成

2 男女共同参画の推進

P14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

P16

16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

5 介護サービス基盤の整備

P18

6 高齢者いきがい活動の充実

P20

実行計画 修正事業一覧

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

P22

20 安心して子育てできる環境の整備・充実

3 保育の質の向上

P24

5 学童クラブの整備・充実

P26

学び

共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち

22 学び続ける力を育む学校教育の推進

5 部活動の充実

P28

23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

P30

24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

2 区立小中学校の増改築

P32

文化 スポーツ

文化を育み継承し、
スポーツに親しむことのできるまち

27 多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進

3 多文化共生・国内外交流の推進

P34

29 誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくり

3 体育施設の整備・充実

P36

修正後

施策2

1 災害時拠点施設の整備・機能拡充

【重点】

災害対応力の一層の向上を図るため、旧杉並中継所の跡地を活用し井草防災拠点として暫定整備しました。今後は、同施設に運動施設を整備することに併せて、災害時に地域内輸送拠点として活用していくほか、本庁舎が被災等により使用不能となった場合の代替施設等として活用していくために必要な整備を行います。また、区立施設の改修等に合わせ、防災機能の強化を図るとともに、発災時の電源確保として、燃料による発電機に加え、太陽光発電による非常用電源が設置されていない震災救援所へポータブル型蓄電池を配備するなど、多種多様な電源を複数配備します。

さらに、震災救援所の運営において、混雑状況、在宅避難者の把握、災害時要配慮者の安否確認などについてデジタル化を図ることにより、区民の利便性向上と効率的な運営につなげます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	井草防災拠点の 暫定整備 改修0.8所	井草防災拠点の 暫定整備 改修0.2所	井草防災拠点の整備 設計0.8所	井草防災拠点の (暫定)整備 改修1所 設計0.8所
	区立施設の防災機能 強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能 強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能 強化 学校 2所 地域区民センター1所	—	区立施設の防災機能 強化 学校跡地 1所 学校 2所 地域区民センター1所
	震災救援所への 蓄電池の配備 新規3か所 (累計6か所)	震災救援所への 蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)	—	—	震災救援所への 蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)
	震災救援所運営の デジタル化 検討	震災救援所運営の デジタル化 試行実施	震災救援所運営の デジタル化 試行実施	震災救援所運営の デジタル化 実施	震災救援所運営の デジタル化 試行実施・実施
経費(百万円)		135	64	5	204

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

旧杉並中継所跡地の平時を含めた活用に関する検討結果を踏まえ、防災拠点としての必要な機能を整備することに伴い修正する。

現行

施策2

1 災害時拠点施設の整備・機能拡充

【重点】

災害対応力の一層の向上を図るため、旧杉並中継所の跡地を活用し井草防災拠点として暫定整備します。また、区立施設の改修等に合わせて、防災機能の強化を図るとともに、発災時の電源確保として、燃料による発電機に加え、太陽光発電による非常用電源が設置されていない震災救援所へポータブル型蓄電池を配備するなど、多種多様な電源を複数配備します。

さらに、震災救援所の運営において、混雑状況、在宅避難者の把握、災害時要配慮者の安否確認などについてデジタル化を図ることにより、区民の利便性向上と効率的な運営につなげます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	井草防災拠点の暫定整備 改修0.8所	井草防災拠点の暫定整備 改修0.2所	—	井草防災拠点の暫定整備 改修1所
	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所	区立施設の防災機能強化 学校 2所 地域区民センター1所	—	区立施設の防災機能強化 学校跡地 1所 学校 2所 地域区民センター1所
	震災救援所への蓄電池の配備 新規3か所 (累計6か所)	震災救援所への蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)	—	—	震災救援所への蓄電池の配備 新規17か所 (累計23か所)
	震災救援所運営のデジタル化 検討	震災救援所運営のデジタル化 試行実施	震災救援所運営のデジタル化 試行実施	震災救援所運営のデジタル化 実施	震災救援所運営のデジタル化 試行実施・実施
経費(百万円)		135	64	2	201

修正後

施策4

3 地区計画等によるまちづくりの推進

住環境の向上とより良い市街地形成を図るため、地域のまちづくり計画や、計画を実現するためのまちづくりのルールを定めた地区計画^{※1}等を活用し、その地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備
	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用
	—	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討
経費(百万円)		4	4	0	8

※1 地区計画:地区の住民が利用する道路・公園や建築物に対する規制などを総合的な計画として定め、その地区の特性にふさわしい、より良いまちづくりを誘導する制度

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)中の下高井戸駅周辺地区地区計画策定に向けて、これまで世田谷区と共同で「下高井戸駅周辺地区街づくり懇談会」等を開催し、地域住民や地権者との話し合いを進めてきたが、まちづくりの方向性についての意見集約には至らなかったことから、地域住民と共に引き続き検討を継続していくことに伴い修正する。

現行

施策4

3 地区計画等によるまちづくりの推進

住環境の向上とより良い市街地形成を図るため、地域のまちづくり計画や、計画を実現するためのまちづくりのルールを定めた地区計画^{※1}等を活用し、その地域の特色を生かしたまちづくりを進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備	蚕糸試験場跡地地区 道路整備
	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用	阿佐ヶ谷駅北東地区 まちづくり計画 取組の推進 地区計画 運用
	—	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討	下高井戸駅周辺地区 地区計画 策定・周知	下高井戸駅周辺地区 地区計画 周知・運用	下高井戸駅周辺地区 地区計画 検討・策定・周知・ 運用
経費(百万円)		4	4	0	8

※1 地区計画:地区の住民が利用する道路・公園や建築物に対する規制などを総合的な計画として定め、その地区の特性にふさわしい、より良いまちづくりを誘導する制度

修正後

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえるとともに、昨今の気候変動への対応、グリーンインフラの具体的な導入手法等について専門的な知見を得ながら、「杉並区みどりの基本計画」を改定します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を發揮できるまちづくりを推進します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定・運用	みどりの基本計画 検討・改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持
経費(百万円)		0	8	0	8

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)に改定を予定していた「みどりの基本計画」について、改定時期を見直すことに伴い修正する(令和8年(2026年)5月改定予定)。

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえるとともに、昨今の気候変動への対応、グリーンインフラの具体的な導入手法等について専門的な知見を得ながら、「杉並区みどりの基本計画」を改定します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を發揮できるまちづくりを推進します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 検討・改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	
経費(百万円)	0	8	0	8	

修正後

施策11

7 地域の核となる公園の整備

多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設^{※1}が整備された面積2,500㎡以上の「地域の核」となる公園を整備します。

下高井戸おおぞら公園は、多目的スポーツコート^{※2}と水害対策のための地下調節池^{※3}(東京都施工)を整備します。

馬橋公園は、既存公園の隣接地を拡張整備して、一時避難地の機能の充実を図ります。

すぎはち公園は、震災救援所機能の維持を図るとともに、地域の交流の場となるよう、イベントの利用を考慮した多目的広場等の整備を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・ 調整	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・ 調整	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・ 調整	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・ 調整	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・ 調整
	馬橋公園 拡張区域整備工事 拡張区域建築工事	馬橋公園 開園	—	—	馬橋公園 開園
	(仮称)杉並第八小学 校跡地公園 整備工事	すぎはち公園 整備工事	すぎはち公園 整備工事・開園	—	すぎはち公園 整備工事・開園
				(仮称)旧若杉小学校 跡地公園 設計	(仮称)旧若杉小学校 跡地公園 設計
	経費(百万円)	269	335	494	1,098

※1 公園施設:公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等

※2 多目的スポーツコート:サッカーやラグビー、フットサルなど、様々なスポーツや運動に親しめる運動スペース

※3 地下調節池:台風や集中豪雨による水害を軽減するため、河川が増水した際に一時的に河川の水を貯留するための地下構造物

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和13年度(2031年度)の(仮称)旧若杉小学校跡地公園の開園に向けて、設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策11

7 地域の核となる公園の整備

多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設^{※1}が整備された面積2,500㎡以上の「地域の核」となる公園を整備します。

下高井戸おおぞら公園は、多目的スポーツコート^{※2}と水害対策のための地下調節池^{※3}(東京都施工)を整備します。

馬橋公園は、既存公園の隣接地を拡張整備して、一時避難地の機能の充実を図ります。

すぎはち公園は、震災救援所機能の維持を図るとともに、地域の交流の場となるよう、イベントの利用を考慮した多目的広場等の整備を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・ 調整	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・ 調整	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事 東京都との協議・ 調整	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・ 調整	下高井戸おおぞら公園 (東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・ 調整
	馬橋公園 拡張区域整備工事 拡張区域建築工事	馬橋公園 開園	—	—	馬橋公園 開園
	(仮称)杉並第八小学 校跡地公園 整備工事	すぎはち公園 整備工事	すぎはち公園 整備工事・開園	—	すぎはち公園 整備工事・開園
	経費(百万円)	269	335	488	1,092

※1 公園施設:公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等

※2 多目的スポーツコート:サッカーやラグビー、フットサルなど、様々なスポーツや運動に親しめる運動スペース

※3 地下調節池:台風や集中豪雨による水害を軽減するため、河川が増水した際に一時的に河川の水を貯留するための地下構造物

修正後

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果や、ジェンダー平等に関する審議会の答申等を踏まえて、更なる施策の推進に取り組むとともに、(仮称)ジェンダー平等に関する条例の制定に向けた検討を行います。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施	—	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施
		ジェンダー平等に関する審議会設置・運営	ジェンダー平等に関する審議会運営	—	ジェンダー平等に関する審議会設置・運営
			審議会の答申を踏まえた取組 検討 (仮称)ジェンダー平等に関する条例の検討	審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施 (仮称)ジェンダー平等に関する条例の検討	審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施 (仮称)ジェンダー平等に関する条例の検討
経費(百万円)		25	19	19	63

※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

「ジェンダー平等に関する審議会」の答申を踏まえ、実施していく取組やスケジュールを明らかにするため修正する。

現行

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果や、ジェンダー平等に関する審議会の答申等を踏まえて、更なる施策の推進に取り組みます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施	—	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施
		ジェンダー平等に関する審議会設置・運営	ジェンダー平等に関する審議会運営	—	ジェンダー平等に関する審議会設置・運営
			審議会の答申を踏まえた取組検討	審議会の答申を踏まえた取組実施	審議会の答申を踏まえた取組検討・実施
	経費(百万円)	25	19	18	62

※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果をはじめ幅広い区民等の意見や、ジェンダー平等に関する審議会の答申を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討
経費(百万円)		1	1	1	3

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

「ジェンダー平等に関する審議会」の答申を踏まえ、他の取組のスケジュールと歩調を合わせながらパートナーシップ制度の運用・見直しについて検討を行うため修正する。

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果をはじめ幅広い区民等の意見や、ジェンダー平等に関する審議会の答申を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用
経費(百万円)		1	1	1	3

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

施策16

5 介護サービス基盤の整備

【重点】

特別養護老人ホームについては、この間の整備により令和8年度(2026年度)まで緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、更なる高齢化の進展等により介護施設の需要が高まることを踏まえ、必要な時に必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な整備を進めます。このうち、令和8年度(2026年度)に改修工事が完了するケアハウス今川については、当該施設を区内特別養護老人ホームの大規模改修に伴う代替施設として暫定的に貸与した後に運営再開(令和9年度末を予定)することとします。

また、区内の介護施設等でより質の高いサービスが提供されるよう、研修によるスキル向上や介護ロボットの導入による負担軽減と業務効率化を図るなど、介護人材の定着・育成支援に取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	特別養護老人ホーム整備 (累計24所 定員合計2,203人)	特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計2,203人)	特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計2,203人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針 改定 (累計24所 定員合計2,203人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針 改定 (累計24所 定員合計2,203人)
	ケアハウス ^{※1} 整備 2所(うち1所休止)	ケアハウス整備 改修設計 1所	ケアハウス整備 改修工事 0.6所	ケアハウス整備 改修工事 0.4所	ケアハウス整備 改修設計 1所 改修工事 1所
	認知症高齢者グループホーム ^{※2} 整備 (累計37所 定員合計678人)	認知症高齢者グループホーム整備 2所 54人 (累計39所 定員合計732人)	認知症高齢者グループホーム整備 1所 27人 (累計40所 定員合計759人)	認知症高齢者グループホーム整備 — (累計40所 定員合計759人)	認知症高齢者グループホーム整備 3所 81人 (累計40所 定員合計759人)
	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※3} 整備 (累計12所 定員合計344人)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 — (累計12所 定員合計344人)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 1所 29人 (累計13所 定員合計373人)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 1所 25人 (累計14所 定員合計398人)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 2所 54人 (累計14所 定員合計398人)
	都市型軽費老人ホーム ^{※4} 整備 (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 — (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 — (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 1所 20人 (累計4所 定員合計80人)	都市型軽費老人ホーム整備 1所 20人 (累計4所 定員合計80人)
	介護事業所職員向け研修 18回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 57回
	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 300件
	非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助成金交付 60事業所
介護ロボット ^{※5} 導入 23所	介護ロボット導入 3所(累計26所)	介護ロボット導入 3所(累計29所)	介護ロボット導入 3所(累計32所)	介護ロボット導入 9所(累計32所)	
—	主任介護支援専門員 ^{※6} ・介護支援専門員 ^{※7} 法定研修受講料助成金交付 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護支援専門員法定研修受講料助成金交付 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護支援専門員法定研修受講料助成金交付・検討 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護支援専門員法定研修受講料助成金交付・検討 交付件数 435件	
経費(百万円)		276	208	494	978

※1 ケアハウス:特定施設入所者生活介護の指定を受け、入居者に対してケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う施設

※2 認知症高齢者グループホーム:認知症の方が、家庭的な環境の中で、必要な援助を受けながら共同生活を行う施設

※3 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所:介護が必要となった方が、自宅や住み慣れた場所での生活が継続できるように、通所、宿泊、訪問サービスを受けることができる施設

※4 都市型軽費老人ホーム:身体機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら、低額な料金で利用することができ、地価が高い都市部の実情に配慮して、設備、人員基準が緩和された施設

※5 介護ロボット:日常生活支援における、移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット

※6 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー):介護支援専門員のうち、他の介護支援専門員に対する助言、指導や、その他の介護支援サービスを適切に提供するために必要な知識及び技能を習得すること等を目的として行われる研修を修了した者

※7 介護支援専門員(ケアマネジャー):要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、利用するサービスの調整を行う専門職

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

ケアハウス整備については、改修工事後のケアハウス今川を暫定活用し、区内特別養護老人ホームの大規模改修時における代替施設として有償貸与(令和9年(2027年)1月～11月を予定)し、開設時期を変更することとしたため修正する。

認知症高齢者グループホーム整備については、改めて需給予測を行った結果、当面は新たに整備する必要はないことが判明したため修正する。

施策16

5 介護サービス基盤の整備

【重点】

特別養護老人ホームについては、この間の整備により令和8年度(2026年度)まで緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、更なる高齢化の進展等により介護施設の需要が高まることを踏まえ、必要な時に必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な整備を進めます。このうち、ケアハウス今川(運営事業者との契約期間満了により令和6年(2024年)2月末で休止)については、必要な施設改修等を行った上、令和8年度(2026年度)に運営再開を図ります。また、区内の介護施設等でより質の高いサービスが提供されるよう、研修によるスキル向上や介護ロボットの導入による負担軽減と業務効率化を図るなど、介護人材の定着・育成支援に取り組んでいきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	特別養護老人ホーム整備 (累計24所 定員合計2,203人)	特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計2,203人)	特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計2,203人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針 改定 (累計24所 定員合計2,203人)	特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針 改定 (累計24所 定員合計2,203人)
	ケアハウス※1整備 2所(うち1所休止)	ケアハウス整備 改修設計 1所	ケアハウス整備 改修工事 0.6所	ケアハウス整備 改修工事 0.4所 開設 1所(累計2所)	ケアハウス整備 改修設計 1所 改修工事 1所 開設 1所(累計2所)
	認知症高齢者グループホーム※2整備 (累計37所 定員合計678人)	認知症高齢者グループホーム 整備 2所 54人 (累計39所 定員合計732人)	認知症高齢者グループホーム 整備 1所 27人 (累計40所 定員合計759人)	認知症高齢者グループホーム 整備 1所 27人 (累計41所 定員合計786人)	認知症高齢者グループホーム 整備 4所 108人 (累計41所 定員合計786人)
	(看護)小規模多機能型居宅 介護事業所※3整備 (累計12所 定員合計344人)	(看護)小規模多機能型居宅 介護事業所整備 — (累計12所 定員合計344人)	(看護)小規模多機能型居宅 介護事業所整備 1所 29人 (累計13所 定員合計373人)	(看護)小規模多機能型居宅 介護事業所整備 1所 25人 (累計14所 定員合計398人)	(看護)小規模多機能型居宅 介護事業所整備 2所 54人 (累計14所 定員合計398人)
	都市型軽費老人ホーム※4整備 (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 — (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 — (累計3所 定員合計60人)	都市型軽費老人ホーム整備 1所 20人 (累計4所 定員合計80人)	都市型軽費老人ホーム整備 1所 20人 (累計4所 定員合計80人)
	介護事業所職員向け研修 18回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 19回	介護事業所職員向け研修 57回
	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 100件	研修受講料助成金交付 交付件数 300件
	非常勤職員健康診断等の助 成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助 成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助 成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助 成金交付 20事業所	非常勤職員健康診断等の助 成金交付 60事業所
	介護ロボット※5導入 23所	介護ロボット導入 3所(累計26所)	介護ロボット導入 3所(累計29所)	介護ロボット導入 3所(累計32所)	介護ロボット導入 9所(累計32所)
	—	主任介護支援専門員※6・介護 支援専門員※7法定研修受講 料助成金交付 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護支 援専門員法定研修受講料助 成金交付 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護支 援専門員法定研修受講料助 成金交付・検討 交付件数 145件	主任介護支援専門員・介護支 援専門員法定研修受講料助 成金交付・検討 交付件数 435件
経費(百万円)	276	208	747	1,231	

※1 ケアハウス: 特定施設入所者生活介護の指定を受け、入居者に対してケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う施設

※2 認知症高齢者グループホーム: 認知症の方が、家庭的な環境の中で、必要な援助を受けながら共同生活を行う施設

※3 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所: 介護が必要となった方が、自宅や住み慣れた場所での生活が継続できるように、通所、宿泊、訪問サービスを受けることができる施設

※4 都市型軽費老人ホーム: 身体機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら、低額な料金で利用することができ、地価が高い都市部の実情に配慮して、設備、人員基準が緩和された施設

※5 介護ロボット: 日常生活支援における、移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット

※6 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー): 介護支援専門員のうち、他の介護支援専門員に対する助言、指導や、その他の介護支援サービスを適切に提供するために必要な知識及び技能を習得すること等を目的として行われる研修を修了した者

※7 介護支援専門員(ケアマネジャー): 要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、利用するサービスの調整を行う専門職

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※1 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※2 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
杉の樹大学※3事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 <u>生涯学習・社会参加 型講座充実</u> 二	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し <u>生涯学習・社会参加 型講座充実</u>	
経費(百万円)		459	447	451	1,357

※1 いきいきクラブ:概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業:区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学:60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

杉の樹大学で令和4年度(2022年度)から実施しているICT関連講座については、令和7年(2025年)10月に開設した「すぎなみデジタルなんでも相談窓口」で行う区民向けセミナープログラム等と内容が重複することから令和7年度(2025年度)をもって終了し、令和8年度(2026年度)以降はICT関連以外の生涯学習・社会参加を支援する講座の充実を図ることとしたため修正する。

現行

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※1 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※2 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
	杉の樹大学※3事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し
	経費(百万円)	459	447	451	1,357

※1 いきいきクラブ:概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業:区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学:60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」※1に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在ある25の児童館を存置し、令和9年度(2027年度)までに順次、機能の強化を図ります。また、現在、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館(7地域に各1館)を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度(2027年度)から順次、移行することを目指します。なお、上荻児童館は旧若杉小学校跡地に移転改築することとし、「中・高校生機能優先館」としての整備に向けた設計を行います。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業は、地域団体等が類似事業(放課後子ども教室)を実施している一部の学校を除き、令和9年度(2027年度)までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度(2027年度)からは、諸室の利用拡大や新たにおやつを提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	今後のより良い子どもの居場所のあり方 検討	杉並区子どもの居場所づくり基本方針 検討・策定	—	—	—
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施
			中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討
			—	児童館の新規整備 検討	児童館の新規整備 検討
				児童館の改築 設計0.4館	児童館の改築 設計0.4館
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規3所 (累計20所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規9所 (累計29所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規14所 (累計29所)
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所 (累計17所)	事業の充実 検討 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用
	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始			
			日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施
			小学校始業前の朝の居場所 検討・実施	小学校始業前の朝の居場所 実施	小学校始業前の朝の居場所 検討・実施
		子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 拡充	子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 実施	子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 拡充・実施	
中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと※2永福 実施 高円寺図書館及びコミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及びコミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 — (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	
		公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	
経費(百万円)	411	531	749	1,691	

※1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針: 今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年(2025年)1月に策定したもの

※2 コミュニティふらっと: 乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

- ・令和13年度(2031年度)の上荻児童館と上荻保育園の移転改築に向けて、設計に着手することに伴い修正する。
- ・令和9年度(2027年度)までに、すべての小学校で段階的に実施することとしていた放課後等居場所事業について、地域団体が類似事業(放課後子ども教室)を実施している一部の学校に関しては、当面の間、当該団体が実施する事業を区が引き続き支援することとなったため修正する。
- ・令和8年度(2026年度)に放課後等居場所事業の委託を開始する予定であった事業者から、受託を辞退する旨の申し出があったことにより修正する。

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」※1に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在ある25の児童館を存置し、令和9年度(2027年度)までに順次、機能の強化を図ります。また、現在、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館(7地域に各1館)を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度(2027年度)から順次、移行することを目指します。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業は、令和9年度(2027年度)までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度(2027年度)の全校実施に合わせて、諸室の利用拡大や新たにおやつを提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	今後のより良い子どもの居場所のあり方 検討	杉並区子どもの居場所づくり基本方針 検討・策定	—	—	—
	児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施
			中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討	中・高校生機能優先児童館の整備 検討
			—	児童館の新規整備 検討	児童館の新規整備 検討
	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規3所 (累計20所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規10所 (累計30所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規15所 (累計30所)
	小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所 (累計17所)	事業の充実 検討 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用
	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション導入準備・運用開始			
		日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施	
		小学校始業前の朝の居場所 検討・実施	小学校始業前の朝の居場所 実施	小学校始業前の朝の居場所 検討・実施	
		子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 拡充	子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 実施	子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 拡充・実施	
中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと※2永福 実施 高円寺図書館及びコミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及びコミュニティふらっと高円寺南 準備	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 — (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	
		公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	
経費(百万円)	411	531	795	1,737	

※1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針: 今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年(2025年)1月に策定したもの

※2 コミュニティふらっと: 乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

修正後

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	改築・改修等 区立保育園 設計0.9園 ^{※2}	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園 設計0.9園
	経費(百万円)	479	25	53	557

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

※2 設計の事業量については高井戸東保育園と上荻保育園の合計値

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和13年度(2031年度)の上荻保育園と上荻児童館の移転改築に向けて、設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	改築・改修等 区立保育園 設計0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園 設計0.5園
	経費(百万円)	479	25	43	547

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

修正後

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、小学校の改築検討にあわせた学童クラブの整備をはじめ、区有施設のほか民間施設を活用した学童クラブの整備など、引き続き待機児童対策の推進と「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学童クラブの大規模化の解消を含めた、安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)	—	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	—	—	—
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計6施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)
				小学校周辺の区有施設を活用した学童クラブの整備 —	小学校周辺の区有施設を活用した学童クラブの整備 —
				小学校周辺の民間施設を活用した学童クラブの整備 —	小学校周辺の民間施設を活用した学童クラブの整備 —
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	
	経費(百万円)	159	8	383	550

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

待機児童対策の推進と大規模化の解消を図るため、区有施設を活用して(仮称)堀ノ内南第二学童クラブ及び(仮称)沓掛学童クラブ校外育成室を整備するとともに、今後も待機児童が多くなるが見込まれる地域においては、民間施設を活用した区立学童クラブの整備を進めることとしたため修正する。

現行

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、小学校の改築検討にあわせて学童クラブの整備を検討するなど、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組めます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)	—	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	—	—	—
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)	—	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施
	経費(百万円)	159	8	8	175

修正後

施策22

5 部活動の充実

【重点】

生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、国及び東京都が部活動に関するガイドラインに示した「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を推進します。加えて、部活動を地域主体の活動として展開するなど、中学生の放課後等の活動の更なる充実を図ります。また、引き続き、部活動活性化事業^{※1}による指導者の派遣や、部活動指導員、指導補助としての外部指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 ^{※2} の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式 ^{※3})	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討
	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域主体の活動への移行 実施	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討 部活動の地域との連携及び地域主体の活動への移行 実施
	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 4人 (累計16人)	部活動指導員の配置 4人 (累計20人)	部活動指導員の配置 12人 (累計20人)
	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 390回/校	外部指導員の配置 1,210回/校
経費(百万円)		75	103	145	323

※1 部活動活性化事業:技術指導を事業者へ委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者へ委託し、実施する活動

※3 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

部活動のあり方の検討を踏まえ、一部の部活動を地域主体の活動に移行する条件が整うなど、現計画に基づく取組が進展したことに伴い修正を行う。また、部活動を地域主体の活動として展開することに伴い、地域連携の取組の一つである外部指導員の配置回数を修正する。

現行

施策22

5 部活動の充実

【重点】

生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、国及び東京都が部活動に関するガイドラインに示した「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を推進します。また、引き続き、部活動活性化事業^{※1}による指導者の派遣や、部活動指導員、指導補助としての外部指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 ^{※2} の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式 ^{※3})	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校(拠点校方式) 拡充検討
	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討
	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 4人 (累計16人)	部活動指導員の配置 4人 (累計20人)	部活動指導員の配置 12人 (累計20人)
	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 1,230回/校
経費(百万円)		75	103	110	288

※1 部活動活性化事業:技術指導を事業者に委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

※2 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者に委託し、実施する活動

※3 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。改築を行う天沼中学校にはさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「萩窪教室」を併設することとし、令和7年度(2025年度)から設計に着手します。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の令和10年(2028年)4月設置に向けて検討等を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.3か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.7か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 1か所
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置 検討 設計	学びの多様化学校の設置 検討 設計
経費(百万円)		14	22	52	88

- ※1 さざんかステップアップ教室: 不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室
- ※2 教育相談グループ: 不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談
- ※3 ふれあいフレンド: 不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業
- ※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校): 不登校生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

学びの多様化学校の設置場所及び設置時期に係る検討状況の進捗に伴い修正する。

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。改築を行う天沼中学校にはさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」を併設することとし、令和7年度(2025年度)から設計に着手します。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.3か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.7か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 1か所
	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討
経費(百万円)		14	22	30	66

※1 さざんかステップアップ教室: 不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室
 ※2 教育相談グループ: 不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談
 ※3 ふれあいフレンド: 不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業
 ※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校): 不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

修正後

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
	富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
	杉並第二小学校 改築 0.5校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
	神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
	杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
	西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.1校	西宮中学校 設計 0.4校	西宮中学校 検討 設計 0.5校
	天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
	—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 検討
	—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
	—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
	高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校
経費(百万円)	2,935	8,470	3,534	14,939	

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

杉並第六小学校について、改築検討期間の延長によるスケジュールの見直しに伴い修正する。

現行

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
	富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
	杉並第二小学校 改築 0.5校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
	神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
	杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
	西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.1校	西宮中学校 設計 0.4校	西宮中学校 検討 設計 0.5校
	天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
	—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
	—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
	高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校
経費(百万円)	2,935	8,470	3,589	14,994	

施策27

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生基本方針に基づき、互いを尊重し合える意識の啓発・醸成事業の実施や多文化共生拠点事業^{※1}を令和8年(2026年)9月から実施し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、幅広い世代が国際友好都市^{※2}及び国内交流自治体^{※3}等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体を実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	多文化共生基本方針 検討・策定 多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化共生拠点の 設置検討	— 多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討	— 多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 <u>多文化共生拠点事業 の実施</u>	多文化共生基本方針 検討・策定 多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討 多文化共生拠点事業 の実施
	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流
	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回
	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援
	特別区全国連携プロジェクト ^{※4} の推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進
経費(百万円)	13	20	35	68	

※1 多文化共生拠点事業:異なる文化や背景を持つ区民が集い、交流する拠点において、外国人向けの日本語の学習支援や生活相談、地域との交流事業等を一体的に行う事業

※2 国際友好都市:友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体:区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト:東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

「多文化共生基本方針」に定める「多文化共生拠点の整備」において掲げる取組を、令和8年(2026年)9月から「多文化共生拠点事業」として一体的に進めていくこととしたため修正する。

施策27

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生基本方針に基づき、互いを尊重し合える意識の啓発・醸成事業の実施や多文化共生拠点^{※1}の早期設置に向けた検討を行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、幅広い世代が国際友好都市^{※2}及び国内交流自治体^{※3}等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	多文化共生基本方針 検討・策定	—	—	多文化共生基本方針 検討・策定
	国際友好都市等との交流	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討	多文化共生基本方針 に基づく事業の実施・ 支援 やさしい日本語の普 及啓発 日本語教育機会の 確保 外国人生活講習会の 実施 多文化共生拠点の 設置検討
	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交 流 観光物産展 37回 情報発信 2回
	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援	交流自治体との連携を 通じた新しい人の流れ の創出支援
	特別区全国連携プロ ジェクト ^{※4} の推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進	特別区全国連携プロ ジェクトの推進
経費(百万円)		13	20	22	55

※1 多文化共生拠点:外国人向けの日本語学習支援や生活相談窓口の運営、地域参画を目的とした交流イベント等を実施する、異なる文化や背景を持つ区民が集い交流する場

※2 国際友好都市:友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体:区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト:東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

修正後

施策29

3 体育施設の整備・充実

体育施設の整備・充実のため、新たに下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコート等を整備します。また、旧杉並中継所跡地の平時を含めた活用に関する検討結果を踏まえ、アーバンスポーツ^{※1}ができる運動施設を整備します。老朽化した設備については、計画的に修繕・改修を行っていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 設計	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 開設 (仮称)井草アーバンス ポーツ施設の整備 設計	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設 (仮称)井草アーバンス ポーツ施設の整備 設計
	経費(百万円)	180	274	15	469

※1 アーバンスポーツ:都市環境の中で楽しむスポーツの総称で、スケートボード、インラインスケート、BMXなどのスポーツ

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

旧杉並中継所跡地の平時を含めた活用に関する検討結果を踏まえ、令和11年度(2029年度)の開設に向けて、(仮称)井草アーバンスポーツ施設を整備することに伴い修正する。

施策29

3 体育施設の整備・充実

体育施設の整備・充実のため、新たに下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコート等を整備します。
また、老朽化した設備については、計画的に修繕・改修を行っていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 設計	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 開設	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設
	経費(百万円)	180	274	0	454

杉並区政経営改革推進計画（第2次）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和7（2025）年度一部修正

区政経営改革推進計画 修正取組一覧

方針1	柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上	
1	事業運営の改善や執行方法の見直し	
	敬老会の見直し	P42
	民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供	P44
2	人材育成と効率的な組織運営	
	保育園調理用務業務の委託の実施	P46
	学校用務業務等の包括委託の実施	P48
	学校給食の調理委託の実施	P50
方針4	自治の更なる発展と自治体間連携の強化	
1	自治・分権の推進	
	参加型予算の実施	P52

修正後

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

敬老会の見直し		高齢者施策課	
		—	
<p>「人生100年時代」において、ライフスタイルの多様化や医療技術の進展により、高齢者一人ひとりの生活状況が多岐にわたっていること等を踏まえ、敬老会のあり方を検討します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	見直し方針検討	見直し方針検討	見直し方針検討・決定
効果			

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)敬老会参加者に対してアンケート調査を実施し、その結果も考慮の上、今後の敬老会のあり方を検討するため、修正する。

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

敬老会の見直し		高齢者施策課	
		—	
<p>「人生100年時代」において、ライフスタイルの多様化や医療技術の進展により、高齢者一人ひとりの生活状況が多岐にわたっていること等を踏まえ、敬老会のあり方を検討します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	見直し方針検討・決定	方針に基づく取組準備	方針に基づく取組実施
効果			

修正後

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供		区政経営改革担当	
		—	
<p>民間事業者等の専門性やノウハウの活用により、質の高い公共サービスが見込める事業等については、的確な判断のもと、民間委託や指定管理者制度を導入します。そのため、民間委託については、案件ごとに導入の必要性を判断することとし、その基本的な考え方を業務の種別ごとに整理した「委託導入の指針」を令和7年度(2025年度)に策定します。また、指定管理者制度については、令和5年度(2023年度)に示す制度の導入・運用方針に基づき、必要に応じて導入します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	検討・実施	検討・実施 <u>委託導入の指針</u> 策定	検討・実施
効果			

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

より丁寧に検討する必要があるため、策定期間を変更する。

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供		区政経営改革担当	
		—	
<p>民間事業者等の専門性やノウハウの活用により、質の高い公共サービスが見込める事業等については、的確な判断のもと、民間委託や指定管理者制度を導入します。そのため、民間委託については、案件ごとに導入の必要性を判断することとし、その基本的な考え方を業務の種別ごとに整理した「委託導入の指針」を令和6年度(2024年度)に策定します。また、指定管理者制度については、令和5年度(2023年度)に示す制度の導入・運用方針に基づき、必要に応じて導入します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	検討・実施 委託導入の指針策定	検討・実施	検討・実施
効果			

修正後

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2)人材育成と効率的な組織運営

保育園調理用務業務の委託の実施		保育課	
		—	
調理用務職員の退職状況等を踏まえ、調理用務業務の委託を実施します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容		委託実施 <u>用務業務1園</u>	委託実施 <u>調理業務2園</u> 委託実施 <u>用務業務1園</u>
効果		(財)(定)	(財)(定)

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

- ①令和7年度(2025年度)に委託を予定していた園の調理業務が入札不調になったことから、令和7年度(2025年度)は用務業務のみ委託し、調理業務は令和8年度(2026年度)に改めて委託を実施することとしたため、修正する。
- ②職員の退職状況等を踏まえ、令和8年度(2026年度)に新たに1園の委託を実施する必要性が生じたため、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2)人材育成と効率的な組織運営

保育園調理用務業務の委託の実施		保育課	
		—	
調理用務職員の退職状況等を踏まえ、調理用務業務の委託を実施します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容		委託実施 1園	
効果		(財)(定)	(財)(定)

修正後

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2)人材育成と効率的な組織運営

学校用務業務等の包括委託の実施		教育委員会事務局庶務課	
		—	
学校用務職員の退職状況等を踏まえ、用務業務の民間事業者への委託を実施します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	委託準備 2校 委託実施 3校	委託準備 2校 委託実施 2校	委託準備 1校 委託実施 2校
効果	(定)	(財)(定)	(財)(定)

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

職員の退職状況等を踏まえ、令和8年度(2026年度)に2校で委託を実施する必要性が生じたため、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2)人材育成と効率的な組織運営

学校用務業務等の包括委託の実施		教育委員会事務局庶務課		
		—		
学校用務職員の退職状況等を踏まえ、用務業務の民間事業者への委託を実施します。				
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	
取組内容	委託準備 2校 委託実施 3校	委託準備 1校 委託実施 2校	委託準備 1校 委託実施 1校	
効果	(定)	(財)(定)	(財)(定)	

修正後

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2) 人材育成と効率的な組織運営

学校給食の調理委託の実施		教育委員会事務局庶務課 学務課	
学校給食調理職員の退職状況等を踏まえ、調理業務の民間事業者への委託を実施します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	委託準備 1校 委託実施 1校	委託準備 1校 委託実施 1校	委託実施 1校
効果	(定)	(定)	(財)(定)

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

職員の退職状況等を踏まえ、令和8年度(2026年度)に新たに1校の委託を実施する必要が生じたため、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(2)人材育成と効率的な組織運営

学校給食の調理委託の実施		教育委員会事務局庶務課	
		学務課	
学校給食調理職員の退職状況等を踏まえ、調理業務の民間事業者への委託を実施します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	委託準備 1校 委託実施 1校	委託実施 1校	委託準備 1校
効果	(定)	(定)	(財)(定)

修正後

【方針4】自治の更なる発展と自治体間連携の強化

(1) 自治・分権の推進

参加型予算の実施		公民連携担当	
		—	
<p>区民の意見を直接的に行政活動に反映させ、区の財政を身近に感じてもらうとともに、区政に積極的に参加することを促進し、また、区にとって行政にはない新たな発想や考えを取り入れることでより区民ニーズに沿った行政課題の解決につなげることを目的に「参加型予算」を実施します。</p> <p>令和6年度(2024年度)は、令和5年度(2023年度)に引き続きモデル実施を行い、令和7年度(2025年度)は、モデル実施の検証を踏まえた取組を行います。</p> <p>また、区民や地域団体、NPO法人、民間事業者などと区政情報の十分な共有を図りながら、区政参画が進む事業となるよう、令和8年度(2026年度)は事業実施を休止し、より実効性のある実施方法を検討します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえたモデル実施	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえた取組の実施	前年度の検証 実施方法の検討
効果			

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)は、地域との協働・連携を軸に事業を実施してきたが、今後は、区民や地域団体、NPO法人、民間事業者などと区政情報の十分な共有を図りながら、区政参画が進む事業となるよう、より実効性のある実施方法を検討していくため、修正する。

【方針4】自治の更なる発展と自治体間連携の強化

(1)自治・分権の推進

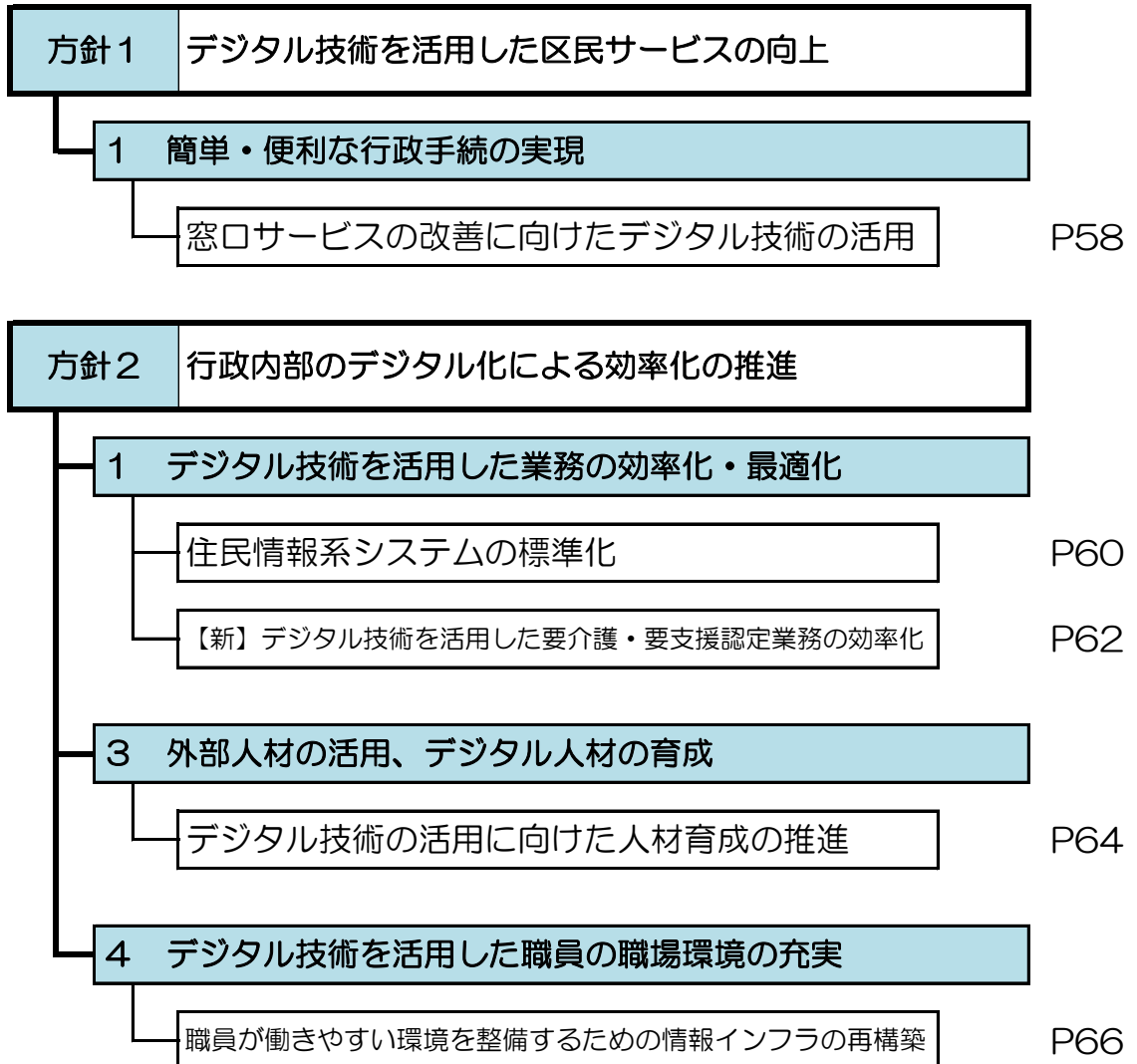
参加型予算の実施		財政課		
		—		
<p>区民の意見を直接的に行政活動に反映させ、区の財政を身近に感じてもらうとともに、区政に積極的に参加することを促進し、また、区にとって行政にはない新たな発想や考えを取り入れることでより区民ニーズに沿った行政課題の解決につなげることを目的に「参加型予算」を実施します。 令和6年度(2024年度)は、令和5年度(2023年度)に引き続きモデル実施を行い、令和7年度(2025年度)以降は、継続的に検証し、必要な見直しを行いながら、取組を進めていきます。</p>				
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	
取組内容	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえたモデル実施	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえた取組の実施	前年度の検証 検証を踏まえた取組の実施	
効果				

杉並区デジタル化推進計画（第2次）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和7（2025）年度一部修正

デジタル化推進計画 修正取組一覧



【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

窓口サービスの改善に向けたデジタル技術の活用		デジタル戦略担当	
		区民課	
<p>亡くなられた方に関する様々な手続を1つの窓口で受け付けする「おくやみコーナー」の設置や、転入等の異動に伴う複数の届出・手続に係る書類作成の手間を減らすなど、デジタル技術を活用して、待ち時間短縮を含めた窓口での区民の利便性向上を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	窓口サービス改善ツール 運用・拡充	窓口サービス改善ツール 運用・拡充検討	窓口サービス改善ツール 運用・拡充検討

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

効率的に窓口サービス改善ツールを導入をするためには住民基本台帳システムとの連携が必要であり、住民情報系システムの標準化の取組スケジュールを変更するため、本取組もスケジュールを修正する。

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

窓口サービスの改善に向けたデジタル技術の活用		デジタル戦略担当	
		区民課	
<p>亡くなられた方に関する様々な手続を1つの窓口で受け付けする「おくやみコーナー」の設置や、転入等の異動に伴う複数の届出・手続に係る書類作成の手間を減らすなど、デジタル技術を活用して、待ち時間短縮を含めた窓口での区民の利便性向上を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	窓口サービス改善ツール 運用・拡充	窓口サービス改善ツール 運用・拡充検討	窓口サービス改善ツール 運用・拡充

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

住民情報系システムの標準化		情報システム担当	
		デジタル戦略担当	
<p>国による「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を踏まえ、住民基本台帳システムなどの住民情報系システムの標準化に<u>段階的</u>に取り組めます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	新システム 構築・移行準備	新システム 構築・ <u>一部</u> 運用開始	新システム 構築・ <u>運用</u> 拡大

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

全国的に同時期にシステムの標準化に取り組んでいることなどを背景に、システムの構築作業に遅れが生じていることから、安全に新システム稼働を目指すため、取組スケジュールを修正する。

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

住民情報系システムの標準化		情報システム担当	
		デジタル戦略担当	
<p>国による「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和7年度(2025年度)を新システム稼働の目標時期として、住民基本台帳システムなどの住民情報系システムの標準化に取り組めます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	新システム 構築・移行準備	新システム 構築・運用開始	新システム 運用

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

デジタル技術を活用した要介護・要支援認定業務の効率化		介護保険課	
		デジタル戦略担当	
<p>更なる高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定業務の増加が見込まれる中で、認定者を速やかな介護サービスの受給につなげるためには、申請から認定までの期間を可能な限り短縮化する必要があります。</p> <p>このため、これまでの取組で把握した業務課題等を踏まえ、BPR^{※1}を通じて要介護・要支援認定に係る一連の業務プロセスの点検及びデジタル技術の活用等による見直しに取り組みます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容		要介護・要支援認定業務のBPR 検討	要介護・要支援認定業務のBPR 実施・効果検証

※1 BPR: Business Process Re-engineeringの略。既存の仕組みを見直し、プロセスの視点から、業務フロー、情報システムを再設計する考え方

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

要介護・要支援認定については、申請から認定までの期間の適正化に取り組んでいるが、今後の介護ニーズの需要に適切に対応するため、デジタル技術の活用等により、更なる事務の効率化に取り組んでいく必要があることから、取組を修正する。

現行

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

新規

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(3) 外部人材の活用、デジタル人材の育成

デジタル技術の活用に向けた人材育成の推進		デジタル戦略担当	
		人材育成担当	
<p>行政のデジタル化を全庁横断的に推進するため、庁内のDX人材育成に関する方針を策定します。また、この方針に基づき、職層別研修や体験型研修の充実、DXに対する各職場の機運醸成に取り組むとともに、DX推進サポーター^{※1}を養成するなど、更なる区民サービスの向上と業務効率化を図っていきます。このほか、情報部門の職員については、時代の変化に応じたデジタル化の専門的な知識を習得できるよう、教育内容の充実を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実 <u>DX人材育成方針</u> 策定	デジタル技術を活用できる人材の育成・DXに取り組む職場全体の機運醸成 研修等の実施 <u>DX推進サポーター</u> 等の育成 教育等の充実

※1 DX推進サポーター:業務のDXの推進や効果的なデジタル化の方法の発案など、庁内から挙手制により選任するDXに率先して取り組む職員

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年度(2025年度)に策定する杉並区DX人材育成方針に基づき、デジタル技術の活用に向けた人材育成の取組を充実・強化していくため、取組を修正する。

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(3) 外部人材の活用、デジタル人材の育成

デジタル技術の活用に向けた人材育成の推進		デジタル戦略担当	
		人材育成担当	
<p>行政のデジタル化を庁内全般で継続的に推進するため、事務処理などに必要となるオフィスツール※¹や自動化ツール等に関する研修等を実施することで、デジタル技術をより有効に活用できる職員を育成します。併せて、区民の利便性の向上や業務の効率化に向けて、デジタル技術の活用を積極的に検討・実践できるよう、職員の意識改革にも努めます。</p> <p>また、情報リーダー※²を含め、デジタル技術の活用や情報セキュリティの確保などを率先して行う人材を計画的に育成するほか、情報部門の職員については、時代の変化に応じたデジタル化の専門的な知識を習得できるよう、教育内容の充実を図ります。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実	デジタル技術を活用できる人材の育成 研修等の実施 情報リーダー等の育成 教育等の充実

※¹ オフィスツール: パソコン上で使用する文書作成や表計算などのソフトウェア

※² 情報リーダー: システム利用に関する問い合わせの集約や業務で使用するパソコンの管理などで情報部門に協力する各課で選任した職員

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(4) デジタル技術を活用した職員の職場環境の充実

職員が働きやすい環境を整備するための情報インフラの再構築		デジタル戦略担当	
		人事課、経理課、企画課、総務課、情報システム担当	
<p>職員各々がライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を選択し、より効率的・効果的に業務を行うことができるよう、庁内ネットワーク等の情報インフラの再構築に取り組み、会議の性質に合わせてオンライン会議やペーパーレス会議が活用しやすい環境を整備するほか、テレワークやコミュニケーション基盤^{※1}の拡充を図ります。併せて、この再構築を契機として、働き方の抜本的な見直しや柔軟性の高い執務環境の改善に取り組みます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	情報インフラの再構築 検討・実施	情報インフラの再構築 検討・実施	情報インフラの再構築 検討・実施
	効率的・効果的な業務の推進 実施	効率的・効果的な業務の推進 実施	効率的・効果的な業務の推進 実施
	働き方の見直し 検討・試行実施	働き方の見直し 試行実施	働き方の見直し 実施
		執務環境の改善 検討・実施	執務環境の改善 検討・実施
関連する計画			
(区政経営改革推進計画)方針1 柔軟で効率的な働き方の推進			

※1 コミュニケーション基盤:メール、チャット、音声通話、スケジュールやオンライン会議などのコミュニケーション機能と、パソコンやモバイル端末などの機器からなる基盤

【令和7年度(2025年度)修正の理由】

令和7年(2025年)10月に実施した庁内ネットワーク等の情報インフラの再構築を踏まえて、本庁舎の改築等を見据えつつ、デジタル化を通じた執務環境の改善に取り組んでいくため、取組を修正する。

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(4) デジタル技術を活用した職員の職場環境の充実

職員が働きやすい環境を整備するための情報インフラの再構築		デジタル戦略担当	
		人事課、経理課、企画課、総務課、情報システム担当	
<p>職員各々がライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を選択し、より効率的・効果的に業務を行うことができるよう、庁内ネットワーク等の情報インフラの再構築に取り組み、会議の性質に合わせてオンライン会議やペーパーレス会議が活用しやすい環境を整備するほか、テレワークやコミュニケーション基盤^{※1}の拡充を図ります。併せて、この再構築を契機として、働き方を抜本的に見直します。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	情報インフラの再構築 検討・実施	情報インフラの再構築 検討・実施	情報インフラの再構築 検討・実施
	効率的・効果的な業務の推進 実施	効率的・効果的な業務の推進 実施	効率的・効果的な業務の推進 実施
	働き方の見直し 検討・試行実施	働き方の見直し 試行実施	働き方の見直し 実施
関連する計画			
(区政経営改革推進計画)方針1 柔軟で効率的な働き方の推進			

※1 コミュニケーション基盤:メール、チャット、音声通話、スケジュールやオンライン会議などのコミュニケーション機能と、パソコンやモバイル端末などの機器からなる基盤

杉並区実行計画（第2次）
杉並区区政経営改革推進計画（第2次）
杉並区デジタル化推進計画（第2次）
令和7（2025）年度一部修正

令和8（2026）年3月発行

登録印刷物番号

07-0090

編集・発行 杉並区政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL（03）3312-2111（代表）

●杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>



杉並区